

保存版

令和5年4月～

事業者用 ごみの分け方・出し方手引き

家庭ごみとは分け方・出し方が異なります！

事業ごみとは？ 営利・非営利に関わらず、 事業活動に伴うすべてのごみのこと

事業活動には、会社・商店・事務所・飲食店・工場など営利を目的とするもののほか、病院・
社会福祉施設・官公庁・学校やNPOなども含まれます。
法人・個人の別や業種・規模は問いません。

少量でも家庭ごみ集積所には出せません。

飲食店
商店



オフィス



工場



ごみ(廃棄物)

事業ごみ

事業活動から生じるごみ

家庭ごみ(生活ごみ)

一般家庭から生じるごみ

産業廃棄物

事業活動により生じた
廃棄物のうち、法令で
定められた20種類の
廃棄物

許可を受けた産業廃
棄物処理業者に処理
を委託
(有料)

事業系一般廃棄物

事業活動により生じた廃棄物のうち、
産業廃棄物以外の廃棄物

処理方法 1

菊池広域連合
の処理施設に
事業者がみず
から搬入
(有料)

処理方法 2

菊陽町一般廃
棄物収集運搬
許可業者に処
理を委託
(有料)

事業系一般廃棄物につきましては、菊池広域連
合環境工場に搬入出来ますが、産業廃棄物は
搬入できません。処分先や処分方法ごとに分別
しましょう。



可燃ごみ



資源物

事業系一般廃棄物



産業廃棄物

菊陽町

はじめに	1
事業者の責務	2
廃棄物の区分（事業系一般廃棄物とは？）	3～4
事業系廃棄物（事業ごみ）の処理方法	5～6
資源化可能な紙類とリサイクルに向かない紙	7
事業所での資源化可能な紙類の処理方法	8
機密文書のリサイクル	8
事業者向け分別辞典	9～18
Q & A	19～20
排出事業者に係る主な罰則	21
店舗併用住宅の場合	21
搬入物の検査	22
中身の見えるごみ袋使用のお願い	22
問合せ先	23

菊陽町は、
2050年温室効果ガスの実質ゼロを目指す
「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。



廃棄物、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの環境問題は、
私たちが身近に取り組む事ができる課題です。
持続可能な循環社会を形成し、未来の地球を守るため、
資源を大切にし、ごみ減量につなげましょう。
これはSDGsの上記の目標に合致しています。

1

事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめとする、循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル関連法において、事業者はごみの減量化に努めることや、再資源化及び適正処理等について、国や市町村の施策に協力することが法律で定められています。

また、事業活動から発生したごみは事業者自らの責任で処理しなければならないことも、義務付けられています。

事業系廃棄物（事業ごみ）とは…？

法人・個人、営利団体・非営利団体、会社・工場・商店・飲食店・官公署・学校・病院・診療所・農業・漁業などの事業活動により排出されるごみは量の多少にかかわらず、全て「事業系廃棄物（事業ごみ）」です。

事業者の責務 [廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条より抜粋]

- ①事業活動に伴って生じた廃棄物（事業ごみ）を、自らの責任において処理しなければならない。



したがって、家庭ごみの集積所等に事業ごみは出せません！

量の多少にかかわらず、家庭ごみの集積所等に事業ごみを排出した場合、『不法投棄』として処罰の対象となります。

また、ごみの『野外焼却』についても一部の例外を除き、原則として禁止されています。廃棄物処理法では、法に違反して不法投棄、または廃棄物を焼却（野焼き）した者への罰則について『5年以下の懲役もしくは、1千万円以下の罰金またはこれらの併科』と定めています。（法人の場合は3億円以下の罰金と定めています。）

- ②事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、その減量に努めなければならない。



したがって、分別等を徹底し、ごみの減量に努めなければなりません！

3R(スリーアール)の取り組みを徹底してください

リデュース	リユース	リサイクル
Reduce	Reuse	Recycle
<ごみを減らすこと>	<繰り返し使うこと>	<資源として再利用すること>
<ul style="list-style-type: none">* 自分専用のカップを用意して、使い捨てカップは使わない* 文房具類は大切に最後まで使い切る* 昼食などは使い捨て容器を使用しない など	<ul style="list-style-type: none">* ファイルなど繰り返し使用できる事務用品は再利用する* 新品でなくてよいものは、中古品を利用する* 備品などで修理して使えるものは、捨てずに修理する など	<ul style="list-style-type: none">* 紙類、金属、ガラスなど再生資源業者に引渡し、再資源化する* プラスチックなどで、原料として利用できるものは製造元や仕入先に引き取ってもらう など

2

廃棄物の区分（事業系一般廃棄物とは？）

廃棄物の定義

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以下「廃棄物処理法」という。）において、『廃棄物』とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）と定義しています。

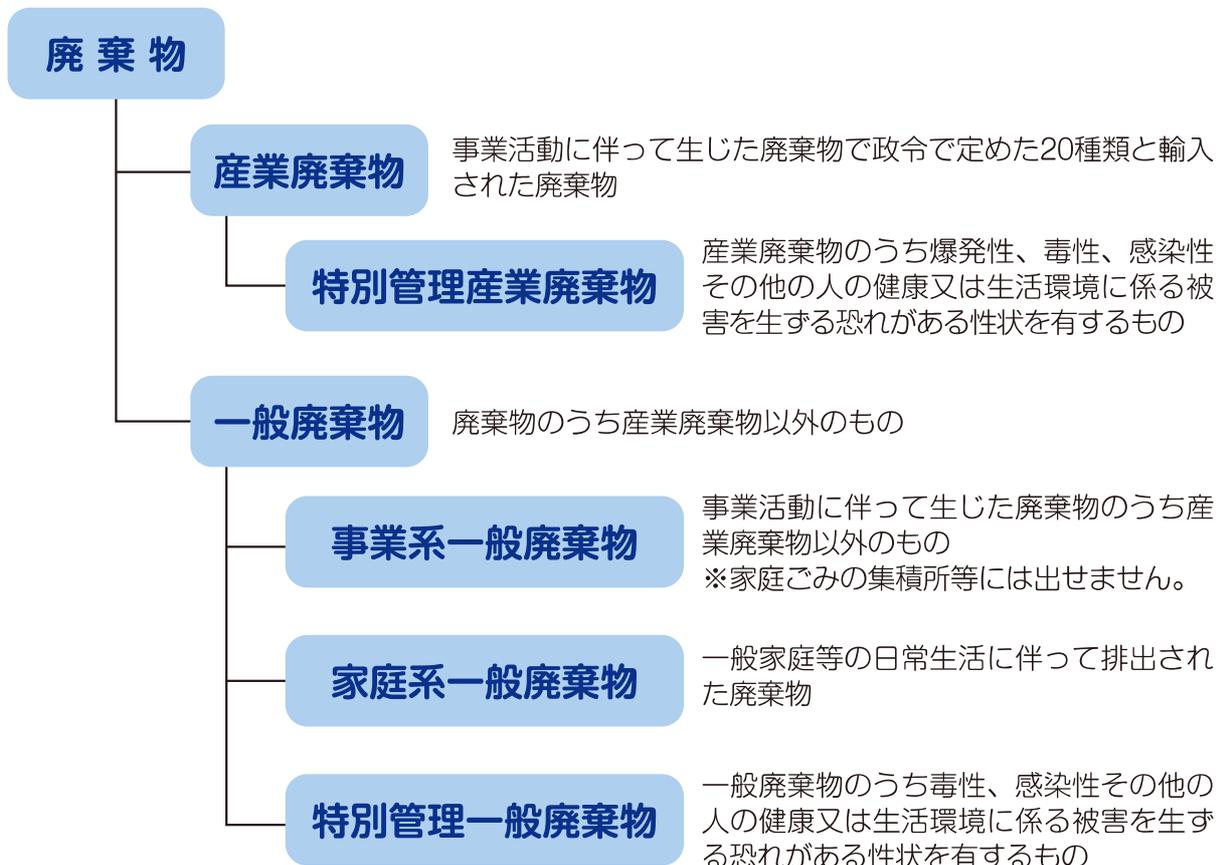
廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物は『産業廃棄物』と産業廃棄物以外の『一般廃棄物』に分類されています。『産業廃棄物』とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、政令で定めた20種類と輸入された廃棄物のことをいいます。

また、『産業廃棄物』のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れがあるものを『特別管理産業廃棄物』といいます。

『一般廃棄物』は事業活動に伴って生じる『事業系一般廃棄物』と、家庭の日常生活に伴って生じる『家庭系一般廃棄物』に区分され、さらに廃家電製品に含まれるPCB使用部品や、感染性一般廃棄物等の『特別管理一般廃棄物』があります。

事業活動に伴って生じたごみのうち、菊池市、合志市、大津町、菊陽町で設立している菊池広域連合の菊池環境工場（クリーンの森合志）及び環境美化センターに搬入できるごみは『事業系一般廃棄物』になります。



産業廃棄物の種類と具体例 (※菊池広域連合菊池環境工場及び環境美化センターには搬入できません。)

あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	2	汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	4	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9	ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	10	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	11	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14	木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	15	繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
20		以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

3

事業系廃棄物(事業ごみ)の処理方法

適正処理の第一歩は分別

事業ごみは発生した時点で、次の3種類を基本として、処分先や処分方法ごとに分別しましょう。



事業系一般廃棄物

■ 事業ごみの種類



■ 事業者の責務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）第3条）

※法令により、全ての事業ごみについて、自らの責任において適正に処理する必要があります。

1 自ら処理するか、 処理委託を

事業ごみは自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理（収集・運搬、処分）してください。

2 事業ごみの リサイクルと減量を

事業ごみのリサイクルを積極的に推進し、その減量に努めてください。

3 製造、販売等の 際には工夫を

物の製造、加工、販売等に当たっては、処理やリサイクルがしやすい製品・容器等をつくるとともに、廃棄する場合の処理方法について情報提供をしてください。

4 国や自治体の 施策に協力を

事業ごみの減量や適正な処理等に関して、国や自治体が行う施策に協力をお願いします。



産業廃棄物は菊池広域連合 環境工場のごみ処理施設に搬入できません

産業廃棄物処理許可業者に処理を委託するなど適正に処理してください。

相談先

産業廃棄物の処理業者などの
問い合わせ先

(一社)熊本県産業資源循環協会

☎ 096-213-3356

「事業系一般廃棄物」の搬入先は、菊池市、合志市、大津町、菊陽町が共同で設置している①菊池広域連合 環境工場(菊池環境工場クリーンの森合志、環境美化センター)と②民間の処理施設があります。

一般廃棄物処理業者に処理を委託する場合は、ごみが発生した時点で分別を適正に行ってください。自ら搬入する場合は、適切に分別し、持ち込んでください。

②の民間の処理施設に持ち込む場合は、菊陽町が一般廃棄物処理実施計画に記載している民間の処理施設に限られますので菊陽町に確認の上、直接民間の施設にお問い合わせください。

環境美化センター

☎ 096-293-1222

事業系一般廃棄物の処理業者などの問い合わせ先
菊陽町環境生活課

☎ 096-232-2114

菊池環境工場
クリーンの森合志

☎ 096-248-0330

事業系一般廃棄物の処理を依頼する場合は、菊陽町が許可した「収集運搬業者」に収集を依頼(契約)してください。ごみの収集・運搬の許可を持たない業者がそれらの行為を行うことは、法律で禁止されています。また、「収集業者」への委託料は、業者によって異なります。契約を行う際には、料金、収集時間、収集回数、収集量、分別方法等の事項について、確認をお願いします。

※菊池広域連合 環境工場……菊池市、合志市、大津町、菊陽町において一般廃棄物処理施設を共同で設置しています。

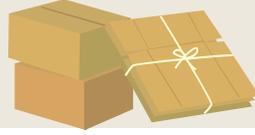
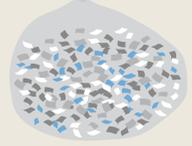
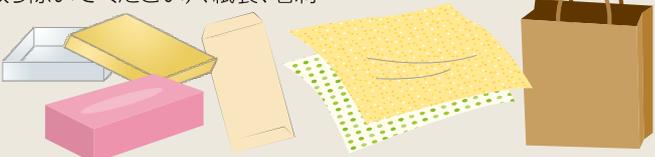
「燃やすごみ」「可燃性粗大ごみ」は菊池環境工場クリーンの森合志で、「資源物」は環境美化センターで処理されます。

菊池広域連合 環境工場等に持ちこむ場合

(民間の処理施設とは異なる場合があります。)

事業系一般廃棄物のうち資源化可能な紙類

リサイクル 資源化(リサイクル)可能な紙

①新聞 折込広告含む 	②段ボール 粘着テープ・カーボン紙(宅配伝票など)をはがしてください。 	③紙パック マークのあるもの 
④OA紙 コピー用紙 コンピュータ用紙 ※機密書類も含む 	⑤雑誌 週刊誌、漫画本、専門誌、単行本、カタログ、教科書、パンフレット、辞典 ※ビニール加工がしてある部分は取り除いてください。 	⑥シュレッダー紙 ※機密書類も含む。 
⑦その他の紙 包装紙、菓子やティッシュの空箱、メモ用紙、ハガキ、封筒(粘着物がある場合取り除いてください)、紙袋、名刺 ※機密書類も含む。  ※ビニール加工がしてある部分、粘着物がある場合は取り除いてください。		

※機密の保持について、環境美化センターでは保証いたしかねます。
機密書類の処分方法は次頁をご覧ください。



分別時のポイント

※紙でもビニール加工(コーティング)してあるものは、業種を問わず産業廃棄物ですので、ご注意ください。

事業系一般廃棄物のうちリサイクルに向かない紙類

リサイクル 向かない紙

菊池環境工場(クリーンの森合志)で受け入れます。

汚れた紙 使い終わったティッシュペーパーやキッチンペーパー



菊池広域連合 環境美化センターで受け入れます。
菊池環境工場(クリーンの森合志)へは搬入できません。

事業所での資源化可能な紙類の処理方法

処理方法

① 許可業者へ回収を依頼し
リサイクルする



一般廃棄物処理 (リサイクル) 施設

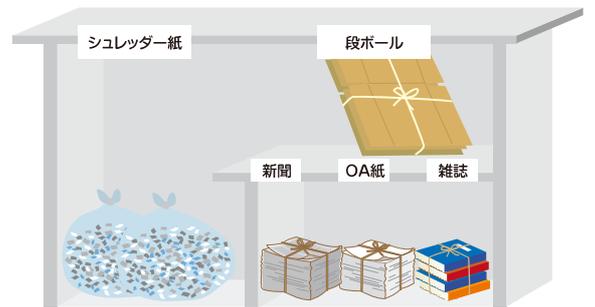
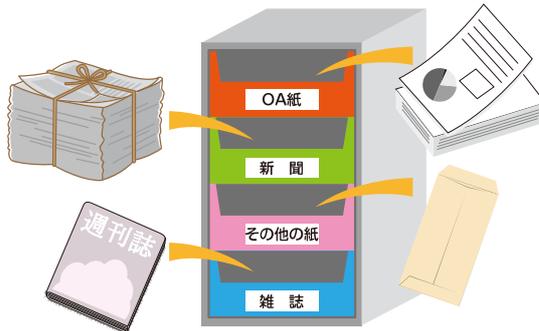


② 自ら処理施設 (リサイクル)
施設へ持ち込む



分別方法

- 分別区分の例示
- 新聞
 - 段ボール
 - OA紙
 - 雑誌
 - シュレッダー紙
 - その他の紙



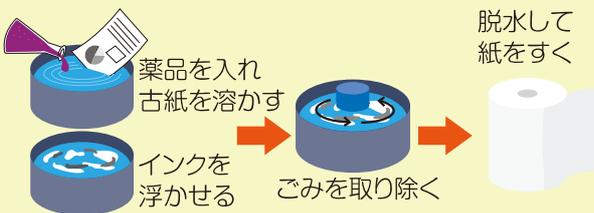
社員、テナント会社に周知し分別排出

- 分別方法、回収方法、回収量は許可業者又は処理 (リサイクル) 業者とよく相談してください。
- 分別方法を決定し、分別容器と設置場所を確保しましょう。
- 分別方法やリサイクルに向かない紙 (P7参照) について、社員・テナント各社に周知徹底してください。

機密文書のリサイクル

機密書類であっても、機密を保持しながらリサイクルできる業者がありますので、処理できる再生資源事業者 (リサイクル事業者) にお問い合わせください。

直接溶解処理



事業者から回収した機密文書を直接製紙工場に持込み、パルパーと呼ばれる巨大なミキサーの中に投入し、水を混ぜながら液状化する処理方法です。

機密書類の入った段ボール箱を開封せずにそのまま投入する方法と箱から機密文書を取り出して投入する方法があります。

破碎 (断裁) 処理



破碎機を使って紙を引きちぎったり、大型シュレッダーを使って紙を切り刻んだりする方法です。誰が運搬するのかにより右の3種類に細分化されます。

破碎 (断裁) 後は製紙工場に持込み、溶解処理を経てリサイクルされます。

引取

リサイクル業者が事業者から引き取った機密文書を、自社の処理施設または業務提携している他社の処理施設まで持ち帰り破碎 (断裁) します。

持込

事業者がリサイクル業者の処理施設へ機密文書を持込み、リサイクル業者が破碎 (断裁) します。

出張

出張破碎機や大型シュレッダーを搭載したトラックが事業者の元へ出向き事業者の目の前で破碎 (断裁) します。

※再生資源事業者 (リサイクル事業者) によっては、溶解証明書などの証明書の発行が可能です。

事業者向け分別辞典

以下の表は、事業所から出る廃棄物を想定して記載していますが、同じ品目であっても、排出される業種や材質等によっては区分や種類が異なる場合があります。詳細はP4をご参照ください。

また、「一廃」の「種類」は、菊池広域連合の環境工場等へ持ち込まれる場合を想定しています。他の民間処理施設に持ち込む場合は、種類が異なる場合があります。

品 目		区 分	種 類	処 分 方 法 及 び 注 意 事 項	
あ	アイスクリームのカップ・ふた (紙製)		一廃	資源(紙)	できるだけ、民間の再生処理事業者へ出してください。
	あきかん		産廃	金属くず	
	あきびん		産廃	ガラスくず	
	アダプター		産廃	廃プラ類、金属くず	(例) ACアダプターなど。
	厚紙		一廃	資源(紙)	できるだけ、民間の再生処理事業者へ出してください。
	雨具(カッパ)		産廃	廃プラ類	
	アルミ箔の鍋		産廃	金属くず	
	アルミホイール		産廃	金属くず	
	安全靴		産廃	廃プラ類、金属くず	
	アンテナ		産廃	金属くず	
い	衣装ケース	紙製	一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分は産廃となりますので、外してください。紙としてリサイクルできないため、「可燃性粗大ごみ」です。
		金属製	産廃	金属くず	
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	いす	金属製	産廃	金属くず	
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
		木製	一廃	燃やすごみ	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分は産廃となりますので、外してください。
	板ガラス(窓ガラス等)		産廃	ガラスくず	
	一輪車	作業用	産廃	金属くず、ゴムくず	
	鋳物鍋		産廃	金属くず	
	インクカートリッジ		産廃	廃プラ類	
え	エアークャップ(緩衝剤)		産廃	廃プラ類	(例) 割れ物の梱包材など。
	SDカード(記録媒体)		産廃	金属くず、廃プラ類	
	枝類		一廃	燃やすごみ	直径10cm以下、長さ50cm以下にして、搬入してください。
	MO		産廃	金属くず、廃プラ類	
	MD		産廃	金属くず、廃プラ類	
	塩素系漂白剤 等容器	プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	延長コード		産廃	金属くず、ゴムくず	
	鉛筆削り器		産廃	金属くず、廃プラ類	削りかすは一廃「燃やすごみ」です。
	オアシス(生花用吸水スポンジ)		産廃	廃プラ類	
	お	応接セット	木製	一廃	粗大(可燃)
お茶がら		一廃	燃やすごみ	水を切って、出してください。生ごみの堆肥化にご協力ください。	
お盆		金属製	産廃	金属くず	
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
		木製	一廃	燃やすごみ	
おむつ		一廃	燃やすごみ	非感染性の事業系紙おむつで次の条件のものに限り受け入れます。 ①感染性と非感染性が排出元で明確に区分されていること。(場合によっては、受入前に現地での確認を求めます。)②汚物を取り除いたものであること。	
温度計		産廃	ガラスくず、廃プラ類	木製の場合は、木の部分のみ一廃「燃やすごみ」です。	
か	カーテン	天然繊維	一廃	資源(布)	菊池広域連合 環境美化センターへ搬入される際は、45ℓの袋に入る大きさに切って出してください。
		化学繊維	産廃	廃プラ類	
	カーペット	天然繊維	一廃	粗大(可燃)	
		化学繊維	産廃	廃プラ類	
	カーボン紙・ノーカーボン紙		一廃	資源 (リサイクルできない紙)	紙として再生できませんが、菊池広域連合 環境美化センターで受け入れることができます。ただし、再生可能な紙とは分けて出してください。
	貝殻		一廃	燃やすごみ	
	懐中電灯		産廃	金属くず、廃プラ類	
	買い物袋(レジ袋等)		産廃	廃プラ類	
	化学ぞうきん		産廃	廃プラ類	
	鏡		産廃	金属くず、ガラスくず、廃プラ類	

品 目		区分	種 類	処分方法及び注意事項	
か	額縁	プラスチック製	産廃 廃プラ類		
		木製	一廃	燃やすごみ	ただし、付属品のうち、ガラス、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	傘	産廃	金属くず、廃プラ類		
	菓子缶	産廃	金属くず		
	菓子箱	紙製	一廃	資源(紙)	食べ物が付着したものは、一廃「燃やすごみ」です。ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分は産廃となりますので、外してください。
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	カセットテープ	産廃	廃プラ類		
	カタログ	一廃	資源(紙)	ただし、ビニール加工をしてあるページは、産廃「廃プラ類」になりますので、外してください。	
	カッターナイフ	産廃	金属くず、廃プラ類		
	カップめん 容器・ふた	紙製	一廃	資源 (リサイクルできない紙)	防水加工をしてあるため、紙として再生できませんが、菊池広域連合 環境美化センターで受け入れできます。ただし、再生可能な紙とは分けて、軽く洗って出してください。
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	カップめんの包装フィルム	産廃	廃プラ類		
	蚊取線香の箱	紙製	一廃	資源 (リサイクルできない紙)	香りが付いた紙は、紙として再生できませんが、菊池広域連合 環境美化センターで受け入れできます。ただし、再生可能な紙とは分けて、出してください。
	かばん	革製・布(天然繊維)製	一廃	燃やすごみ	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
		紙製	一廃	資源(紙)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
		ビニール製・プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	画びょう	産廃	金属くず		
	花びん	金属製	産廃	金属くず	
		陶器・ガラス製	産廃	陶磁器くず、ガラスくず	
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	釜	産廃	金属くず		
	鎌	産廃	金属くず	柄の部分の木は一廃「燃やすごみ」です。	
	紙おむつ	一廃	燃やすごみ	非感染性の事業系紙おむつで次の条件のものに限り受け入れます。 ①感染性・非感染性が排出元で明確に区分されていること。(場合によっては、受入前に現地での確認を求めます。)②汚物を取り除いたものであること。	
	紙コップ	一廃	資源 (リサイクルできない紙)	防水加工をしてあるため、紙として再生できませんが、菊池広域連合 環境美化センターで受け入れできます。ただし、再生可能な紙とは分けて、軽く洗って出してください。	
	カミソリ	産廃	金属くず、廃プラ類		
	紙パック(飲料用)	一廃	資源 (リサイクルできない紙)	防水加工をしてあるため、紙として再生できませんが、菊池広域連合 環境美化センターで受け入れできます。ただし、再生可能な紙とは分けて、軽く洗って出してください。	
紙袋	一廃	資源(紙)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。		
カメラ	産廃	金属くず、廃プラ類			
カラーボックス	木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。	
ガラス屑(窓ガラス等)	産廃	ガラスくず			
ガラスコップ	産廃	ガラスくず			
刈払機	産廃	金属くず、廃プラ類			
刈払機の刃	産廃	金属くず、廃プラ類			
換気扇カバー	産廃	金属くず、廃プラ類			
缶切り器	産廃	金属くず、廃プラ類			
感熱紙	一廃	資源 (リサイクルできない紙)	(例) ファックス用紙、レシートなど。紙として再生できませんが、菊池広域連合 環境美化センターで受け入れできます。ただし、再生可能な紙とは分けて出してください。		
乾燥剤(お菓子の袋などに入っているもの)	一廃	燃やすごみ			
缶詰の缶・ふた	産廃	金属くず			
乾電池	産廃	金属くず			
き	キーボード(パソコンの付属品)	産廃	金属くず、廃プラ類		
	木くず	一廃	燃やすごみ		
	木づち	一廃	燃やすごみ		
	キッチンパック	産廃	廃プラ類		
	脚立	金属製	産廃	金属くず	
		木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	キャップ・ふた	金属製	産廃	金属くず	
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	

品 目		区分	種 類	処分方法及び注意事項	
き	急須	金属製	産廃 金属くず		
		陶器製	産廃 陶磁器くず		
	牛乳パック	紙製	一廃 資源(紙)	洗って、開いて、乾燥させて出してください。できるだけスーパなどの回収ボックスに出してください。	
	牛乳びん	ガラス製	産廃 ガラスくず		
	金庫		産廃 金属くず		
	空気入れ	金属製	産廃 金属くず		
		プラスチック製	産廃 廃プラ類		
	クーラーバッグ		産廃 廃プラ類		
	クーラーボックス		産廃 金属くず、廃プラ類		
	釘		産廃 金属くず		
	草	一廃	燃やすごみ	土を落として、乾燥させてから出してください。なるべく、堆肥化してください。	
	串	金属製	産廃 金属くず		
		竹製	一廃	燃やすごみ	
	櫛	金属製	産廃 金属くず		
		プラスチック製	産廃 廃プラ類		
	靴	木製	一廃	燃やすごみ	
		革製	一廃	燃やすごみ	
	靴下	プラスチック製・ゴム製	産廃 廃プラ類、ゴムくず		
		天然繊維	一廃	燃やすごみ	
	クッション	化学繊維	産廃 廃プラ類		
		天然繊維	一廃	燃やすごみ	
	クリアフォルダー		産廃 廃プラ類		
	クリスタルガラス(灰皿等)		産廃 ガラスくず		
	車いす		産廃 金属くず、ゴムくず、廃プラ類		
	グローランプ		産廃 金属くず、ガラスくず		
	くん煙殺虫剤容器(バルサンなど)		産廃 金属くず、廃プラ類		
け	蛍光管		産廃 金属くず、ガラスくず		
	携帯電話		産廃 金属くず、ガラスくず		
	計量器		産廃 金属くず、廃プラ類		
	化粧品のびん		産廃 ガラスくず		
	下駄箱	木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	ケチャップ容器	プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	血圧計		産廃	金属くず、ゴムくず、廃プラ類	
	玄関マット	天然繊維	一廃	燃やすごみ	
		化学繊維	産廃	廃プラ類	
	こ	工具類		産廃 金属くず、廃プラ類	
コード			産廃 金属くず、ゴムくず、廃プラ類		
コーヒーメーカー			産廃 金属くず、廃プラ類		
黒板			一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
ござ		天然繊維	一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
		化学繊維	産廃	廃プラ類	
コップ		紙製	一廃	資源 (リサイクルできない紙)	内側に防水加工をしてあるため、紙として再生できませんが、菊池広域連合環境美化センターで受け入れられます。ただし、再生可能な紙とは分けて、軽く洗って出してください。
		ガラス製	産廃	ガラスくず	
		金属製	産廃	金属くず	
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
ゴム製品		手袋	産廃	ゴムくず	
		ホース	産廃	ゴムくず	
		マット	産廃	ゴムくず	
コンセントプラグ			産廃	金属くず、ゴムくず	
コンビニ弁当の容器			産廃	廃プラ類	
梱包材(紙とエアークャップの圧着物)			産廃	廃プラ類	
コンロのパネル アルミ製		産廃	金属くず		
さ	座椅子		産廃	金属くず	表カバーが天然繊維のものは、取り外せばその部分のみ一廃「燃やすごみ」です。木の部分は一廃「燃やすごみ」です。

品 目		区分	種 類	処分方法及び注意事項	
さ	酒パック	紙製	一廃 資源 (リサイクルできない紙)	内側に防水加工をしてあるため、紙として再生できませんが、菊池広域連合環境美化センターで受け入れられます。ただし、再生可能な紙とは分けて、軽く洗って出してください。	
	酒びん		産廃 ガラスくず		
	雑誌	ビニール等 付着あり	産廃	廃プラ類	ビニールを取り除き紙だけにすれば、菊池広域連合環境美化センターで一廃「資源物(紙)」として受け入れます。
		ビニール等 付着なし	一廃	資源(紙)	
	殺虫スプレーの缶		産廃 金属くず		
	座布団	天然繊維	一廃	燃やすごみ	
		化学繊維	産廃	廃プラ類	
	皿	金属製	産廃	金属くず	
		陶器製	産廃	陶磁器くず	
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
		木製	一廃	燃やすごみ	
	ざる類	金属製、プラスチック製	産廃	金属くず、廃プラ類	
		竹製	一廃	燃やすごみ	
	三脚		産廃	金属くず、廃プラ類	
サンダル	ゴム製・プラスチック製	産廃	ゴムくず、廃プラ類		
残飯		一廃	燃やすごみ	水切りをしてください。生ごみの堆肥化にご協力ください。	
し	CD	本体・ケース	産廃	廃プラ類	
	シート	ビニール製・プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	磁石		産廃	金属くず	
	下着類	天然繊維	一廃	燃やすごみ	
		化学繊維	産廃	廃プラ類	
	下敷き	プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	室内物干し	金属製	産廃	金属くず、廃プラ類	
	自転車		産廃	金属くず、ゴムくず、廃プラ類	
	自転車等 空気入れ	金属製	産廃	金属くず	
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	芝刈機		産廃	金属くず、ゴムくず、廃プラ類	
	写真		一廃	資源 (リサイクルできない紙)	紙として再生できませんが、菊池広域連合環境美化センターで受け入れられます。ただし、再生可能な紙とは分けて出してください。
	写真のネガ		産廃	廃プラ類	
	ジャムのびん		産廃	ガラスくず	
	しゃもじ	竹製	一廃	燃やすごみ	
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	ジュース容器	紙製	一廃	資源 (リサイクルできない紙)	内側に防水加工をしてあるため、紙として再生できませんが、菊池広域連合環境美化センターで受け入れられます。ただし、再生可能な紙とは分けて、軽く洗って出してください。
	じゅうたん	天然繊維	一廃	粗大(可燃)	
		化学繊維	産廃	廃プラ類	
	充電式ドライバー		産廃	金属くず、ゴムくず、廃プラ類	
	収納ケース	紙製・木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。紙としてリサイクルできないため、「可燃性粗大ごみ」です。
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	充電器		産廃	金属くず、廃プラ類	
	シュレッダー		産廃	金属くず、廃プラ類	
	シュレッダーで裁断した紙		一廃	資源 (リサイクルできない紙)	一部紙として再生できないものもありますが、菊池広域連合環境美化センターで受け入れられます。ただし、再生可能な紙とは分けて出してください。
	定規	竹製	一廃	燃やすごみ	
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
錠剤カプセル容器		産廃	廃プラ類		
しょうじ戸		一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。	
しょうじ紙	紙製	一廃	資源 (リサイクルできない紙)	紙として再生できませんが、菊池広域連合環境美化センターで受け入れられます。ただし、再生可能な紙とは分けて出してください。	
	プラスチック製	産廃	廃プラ類		
照明器具		産廃	金属くず、ゴムくず、廃プラ類		
じょうろ		産廃	金属くず、廃プラ類		
食用油缶	金属製	産廃	金属くず		
食用油ボトル	プラスチック製	産廃	廃プラ類		
除湿剤の容器	プラスチック製	産廃	廃プラ類		
食器棚	木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴム、ガラスは産廃となりますので、外してください。	

品 目		区分	種 類	処分方法及び注意事項	
し	ショベル	産廃	金属くず	ただし、木と金属の混合物のうち、木の部分は一廃「燃やすごみ」です。	
	人工芝	プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	新聞紙	一廃	資源(紙)		
す	水銀体温計・水銀血圧計	産廃	金属くず、ガラスくず、ゴムくず		
	水槽	ガラス製	産廃	ガラスくず	
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	水筒	産廃	金属くず、ゴムくず、廃プラ類		
	炊飯器	産廃	金属くず、ゴムくず、廃プラ類		
	スキャナー	産廃	金属くず、廃プラ類		
	スコップ	産廃	金属くず、廃プラ類	ただし、木と金属の混合物のうち、木の部分は一廃「燃やすごみ」です。	
	すだれ	竹製	一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	スチールラック	産廃	金属くず		
	ストーブ	産廃	金属くず		
	ストッキング	産廃	廃プラ類	ただし、シルク等の天然繊維のものは、一廃「燃やすごみ」です。	
	ストロー(飲料用)	プラスチック製	産廃	廃プラ類	
		ガラス製	産廃	ガラスくず	
	すのこ	プラスチック製	産廃	廃プラ類	
		木製	一廃	粗大(可燃)	
	スピーカー	産廃	金属くず、廃プラ類	ただし、木と金属の混合物のうち、木の部分は一廃「燃やすごみ」です。	
	スプレー缶	産廃	金属くず		
	スポンジ	産廃	廃プラ類		
	せ	生理用品	一廃	燃やすごみ	
セイロ		金属製	産廃	金属くず	
		木製	一廃	燃やすごみ	
石油(灯油)ポンプ		産廃	金属くず、廃プラ類		
石けん箱		紙製	一廃	資源(リサイクルできない紙) 香りが付いた紙は、紙として再生できませんが、菊池広域連合 環境美化センターで受け入れられます。ただし、再生可能な紙とは分けて出してください。	
石けんケース		金属製、プラスチック製	産廃	金属くず、廃プラ類	
セロハン		一廃	資源(リサイクルできない紙)	天然繊維のものに限り、菊池広域連合 環境美化センターで受け入れられます。ただし、再生可能な紙とは分けて出してください。ビニール加工してあるものは、産廃「廃プラ」となります。	
セロハンテープくず		一廃	燃やすごみ	「燃やすごみ」として受け入れます。ただし、天然素材のものに限り、ビニール加工してあるものは、産廃「廃プラ類」となります。	
洗剤容器		紙製	一廃	資源(リサイクルできない紙)	香りが付いた紙は、紙として再生できませんが、菊池広域連合 環境美化センターで受け入れられます。ただし、中身を使い切って、再生可能な紙とは分けて出してください。
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
洗剤容器ボトル		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
洗濯バサミ		産廃	金属くず、廃プラ類		
洗濯物干し台		産廃	金属くず、廃プラ類	がれき類	
剪定バサミ		産廃	金属くず、廃プラ類	ただし、木と金属の混合物のうち、木の部分は一廃「燃やすごみ」です。	
洗面器	プラスチック製	産廃	廃プラ類		
そ	造花	産廃	金属くず、廃プラ類	ただし、紙と金属の混合物のうち、紙の部分は一廃「燃やすごみ」です。ドライフラワーは一廃「燃やすごみ」です。	
	ソースの容器	ガラス製、プラスチック製	産廃	ガラスくず、廃プラ類	
		金属製	産廃	金属くず	
ソファ	木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。	
た	体温計	産廃	金属くず、ガラスくず、廃プラ類		
	体重計	金属製	産廃	金属くず	
	耐熱ガラス製品	ガラス鍋・灰皿・ポット・魔法瓶・レンジ用	産廃	ガラスくず	
	タイヤチェーン	金属製、ゴム製、プラスチック製	産廃	金属くず、ゴムくず、廃プラ類	
	タオルケット	一廃	資源(布)	ただし、化学繊維が含まれているものは産廃「廃プラ類」です。	
	卓上コンロ	産廃	金属くず		
	卓上ミシン	産廃	金属くず		
	畳	一廃	粗大(可燃)	ただし、プラスチック部分は産廃となりますので、外してください。	
	タッパー(密閉容器)	産廃	廃プラ類		
	たばこの空き箱 紙製	一廃	資源(リサイクルできない紙)	香りが付いた紙は、紙として再生できませんが、菊池広域連合 環境美化センターで受け入れられます。ただし、再生可能な紙とは分けて出してください。外側の包装フィルム(ビニール製)は産廃「廃プラ類」です。	

品 目		区分	種 類	処分方法及び注意事項		
た	卵パック	紙製	一廃	資源 (リサイクルできない紙)	紙として再生できませんが、菊池広域連合 環境美化センターで受け入れて きます。ただし、再生可能な紙とは分けて出してください。	
		プラスチック製	産廃	廃プラ類		
	たれの容器	プラスチック製、ガラス製	産廃	廃プラ類、ガラスくず		
	たわし	金属製	産廃	金属くず		
		金属製以外	一廃	燃やすごみ	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。	
	たんす		一廃	粗大(可燃)	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴム、ガラスは産廃となりますので、外してください。	
	丹前		一廃	燃やすごみ		
段ボール		一廃	資源(紙)			
ち	チェーンソー		産廃	金属くず		
	チャッカマン		産廃	金属くず、廃プラ類		
	茶器	陶器製、金属製	産廃	陶磁器くず、金属くず		
	茶わん	陶器製、プラスチック製	産廃	陶磁器くず、廃プラ類		
		木製	一廃	燃やすごみ		
	チラシ		一廃	資源(紙)		
つ	使い捨てカイロ		産廃	金属くず		
	机	金属製	産廃	金属くず		
		木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。	
	漬け物容器	陶器製、プラスチック製	産廃	陶磁器くず、廃プラ類		
	積み木	プラスチック製	産廃	廃プラ類		
木製		一廃	燃やすごみ			
て	DVD		産廃	廃プラ類		
	DVDプレイヤー・レコーダー		産廃	金属くず、廃プラ類		
	テーブル	木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。	
	手提げ金庫		産廃	金属くず		
	デスクマット	ビニール製	産廃	廃プラ類		
	テレビ台	木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴム、ガラスは産廃となりますので、外してください。	
	電気あんか		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電気カーペット		産廃	金属くず、廃プラ類	ただし、天然繊維の部分は一廃「燃やすごみ」です。	
	電気釜(金属製炊飯器)		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電気かみそり		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電気こたつ		一廃	粗大(可燃)	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。	
	電気コンロ		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電気スタンド		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電気ストーブ		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電気プレート		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電気ポット		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電気マッサージ機(椅子式)		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電気毛布		産廃	金属くず、廃プラ類	ただし、天然繊維の部分は一廃「燃やすごみ」です。	
	電気餅つき器		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電球		産廃	金属くず、ガラスくず		
	電子オルガン(エレクトーン)		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電子ピアノ		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電子レンジ		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電卓		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電池		産廃	金属くず		
	テント		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電動ノコギリ		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電話機(ファックス機能付含む)		産廃	金属くず、廃プラ類		
	電話帳		一廃	資源(紙)		
	と	トイレトーパーの芯		一廃	資源(紙)	
		トイレのウォシュレット		産廃	金属くず、廃プラ類	
		トイレ便座	陶器製、プラスチック製	産廃	陶磁器くず、廃プラ類	
		陶器製品		産廃	陶磁器くず	
灯油ポンプ			産廃	金属くず、廃プラ類		
灯油容器		プラスチック製	産廃	廃プラ類		
トースター			産廃	金属くず、廃プラ類		
時計			産廃	金属くず、廃プラ類		
トタン(ブリキ)			産廃	金属くず		
ドライヤー			産廃	金属くず、廃プラ類		
鳥かご		金属製	産廃	金属くず、廃プラ類		
		木製	一廃	燃やすごみ	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。	

品 目		区分	種 類	処分方法及び注意事項
と	塗料缶 (スプレー缶も含む)	産廃	金属くず	
	トレイ (食品用)	産廃	廃プラ類	
	ドレッシング等の容器	産廃	ガラスくず、廃プラ類	
	トロフィー	産廃	金属くず、廃プラ類	
な	ナイフ	産廃	金属くず、廃プラ類	
	長靴	産廃	廃プラ類	
	納豆のパック	産廃	廃プラ類	
	なべ	産廃	金属くず、陶磁器くず、ガラスくず	
に	生ごみ	一廃	燃やすごみ	水を切って出してください。堆肥化にご協力ください。
	波板	産廃	廃プラ類	
	人形	産廃	陶磁器くず、廃プラ類	
	人形	一廃	燃やすごみ	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
ぬ	ぬいぐるみ	産廃	廃プラ類	ただし、天然繊維の部分は一廃「燃やすごみ」です。
	ネクタイ	一廃	資源(布)	ただし、化学繊維が含まれているものは産廃「廃プラ類」です。
	ねこ (一輪車)	産廃	金属くず、ゴムくず、廃プラ類	
	ネット	産廃	廃プラ類	
ね	寝袋	産廃	廃プラ類	ただし、天然繊維の部分は一廃「燃やすごみ」です。
	粘着テープ	産廃	廃プラ類	(例) ビニールテープなど。
	粘土 (工作用)	一廃	燃やすごみ	ただし、合成樹脂が含まれているものは産廃「廃プラ類」です。
	のこぎり	産廃	金属くず、廃プラ類	ただし、木の部分は一廃「燃やすごみ」です。
の	飲み菓のびん	産廃	ガラスくず	
	のりの容器	産廃	金属くず、ガラスくず、廃プラ類	
	のりの容器	産廃	金属製、ガラス製、プラスチック製	
	のりの容器	産廃	金属製	
は	ハーモニカ	産廃	金属くず、廃プラ類	
	灰皿	産廃	金属くず、陶磁器くず、ガラスくず	
	パイプ椅子	産廃	金属くず、廃プラ類	
	パイプハンガー	産廃	金属くず、廃プラ類	
は	パイプベッド	産廃	金属くず、廃プラ類	
	はかり	産廃	金属くず、廃プラ類	
	はがき	一廃	資源(紙)	
	はがま	産廃	金属くず	
は	履物	一廃	燃やすごみ	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	履物	産廃	廃プラ類	
	バケツ	産廃	金属くず、廃プラ類	
	はさみ	産廃	金属くず、廃プラ類	
は	はしご	産廃	金属くず、廃プラ類	
	はしご	一廃	粗大(可燃)	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	はしご	一廃	粗大(可燃)	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	はしご	産廃	金属くず、廃プラ類	
は	パソコンラック	産廃	金属製、プラスチック製	
	肌着 (男性用)	一廃	資源(布)	ただし、化学繊維が含まれているものは産廃「廃プラ類」です。
	発泡スチロール	産廃	廃プラ類	
	歯ブラシ	産廃	廃プラ類	ただし、天然素材(ゴムは除く)の部分は一廃「燃やすごみ」です。
は	歯磨き粉チューブ	産廃	廃プラ類	
	パラソルハンガー	産廃	金属くず、廃プラ類	
	バラ	産廃	廃プラ類、ゴムくず	お弁当に使う仕切りです。ただし、天然素材(ゴムは除く)のものは一廃「燃やすごみ」です。
	針	産廃	金属くず	
は	針金	産廃	金属くず	
	ハンガー	産廃	金属くず、廃プラ類	
	ハンガー	一廃	燃やすごみ	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	ハンガー	産廃	金属くず、廃プラ類	
ひ	ハンドマッサージ器	産廃	金属くず、廃プラ類	
	ピアノカ (メロディオン)	産廃	金属くず、廃プラ類	
	ビールびん	産廃	ガラスくず	
	ビデオカメラ	産廃	金属くず、ガラスくず、廃プラ類、ゴムくず	
ひ	ビデオテープ	産廃	廃プラ類	
	ビデオデッキ	産廃	金属くず、廃プラ類	
	ビニール製品	産廃	廃プラ類	
	ビニール製品	産廃	廃プラ類	
ひ	ビニール製品	産廃	廃プラ類	
	ビニール製品	産廃	廃プラ類	
	ビニール製品	産廃	廃プラ類	
	漂白剤容器	産廃	廃プラ類	

品 目		区分	種 類	処分方法及び注意事項	
ひ	びん	産廃	ガラスくず		
	びんのふた	金属製、プラスチック製	金属くず、廃プラ類		
	びんハガー(物入れ用)	金属製、プラスチック製	金属くず、廃プラ類		
ふ	ファックス	本体	産廃	金属くず、廃プラ類	
		用紙(包み紙含む)	一廃	資源 (リサイクルできない紙) FAX専用のロール紙(感熱紙)を想定しています。紙として再生できませんが、菊池広域連合 環境美化センターで受け入れできます。ただし、再生可能な紙とは分けて出してください。コピー用紙を使用されている場合は、「資源物(紙)」です。	
	フィルム(ネガ)	産廃	廃プラ類		
	ブースターケーブル	産廃	金属くず、ゴムくず		
	封筒	一廃	資源(紙)	ただし、窓付封筒のプラスチック部分は産廃となりますので、外してください。	
	フォーク(食事用)	金属製、プラスチック製	産廃	金属くず、廃プラ類	
		木製	一廃	燃やすごみ	
	ふすま戸	一廃	粗大(可燃)	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。	
	ブックスタンド	金属製、プラスチック製	産廃	金属くず、廃プラ類	
	ふとん	一廃	粗大(可燃)	ただし、化学繊維が含まれているものは産廃「廃プラ類」です。	
	ふとん乾燥機	産廃	金属くず、廃プラ類		
	フライパン	産廃	金属くず、廃プラ類		
	ブラインド	金属製	産廃	金属くず、廃プラ類	
		木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	ぶらさがり健康器	産廃	金属くず、廃プラ類		
	プラスチックのボトル	産廃	廃プラ類		
	ブランコ	金属製、プラスチック製	産廃	金属くず、廃プラ類	ただし、天然素材(ゴムは除く)の部分は一廃「燃やすごみ」です。
		木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	プリンター	プラスチック製、陶器製	産廃	廃プラ類、陶磁器くず	
		木製	一廃	燃やすごみ	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	ブリキ(トタン)	産廃	金属くず		
	古釘	産廃	金属くず		
	フロッピーディスク	産廃	金属くず、廃プラ類		
	風呂場用品	プラスチック製	産廃	廃プラ類	(例)洗面器、いす、石けん入れなど。
	風呂ふた	プラスチック製	産廃	廃プラ類	
		木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	文鎮	産廃	金属くず		
	噴霧器	金属製、プラスチック製	産廃	金属くず、廃プラ類	
	へ	ヘアアイロン	産廃	金属くず、廃プラ類	
		ヘアブラシ	産廃	廃プラ類	ただし、天然素材(ゴムは除く)のものは一廃「燃やすごみ」です。
ベッド		金属製	産廃	金属くず	
		木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
ペットボトル		産廃	廃プラ類		
ヘッドホン・イヤホン		産廃	金属くず、廃プラ類		
ベビーカー		産廃	金属くず、廃プラ類、ゴムくず		
ベビーバス		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
ベルト		天然皮革	一廃	燃やすごみ	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
		合皮製、ビニール製	産廃	廃プラ類	
ヘルメット		産廃	金属くず、廃プラ類		
弁当箱		金属製、プラスチック製	産廃	金属くず、廃プラ類	
	木製	一廃	燃やすごみ		
ほ	望遠鏡	産廃	金属くず、ガラスくず、廃プラ類、ゴムくず		
	ほうき	竹製	一廃	粗大(可燃)	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	ただし、天然素材(ゴムは除く)のものは一廃「燃やすごみ」です。
	芳香剤容器	金属製、プラスチック製、陶器製、ガラス製	産廃	金属くず、廃プラ類、陶磁器くず、ガラスくず	
	帽子	天然繊維	一廃	燃やすごみ	
		化学繊維	産廃	廃プラ類	
	防虫剤容器	衣類用 プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	包丁	産廃	金属くず、廃プラ類	ただし、木と金属の混合物のうち、木の部分は一廃「燃やすごみ」です。	
	ボウル(炊事用)	ガラス製、金属製、プラスチック製	産廃	ガラスくず、金属くず、廃プラ類	
		木製	一廃	燃やすごみ	
	ホース	ビニール製	産廃	廃プラ類	
	ホースリール	プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	ポータブルDVDプレイヤー	産廃	金属くず、廃プラ類		
ポータブルトイレ(バケツ部分)	プラスチック製	産廃	廃プラ類		

品 目		区分	種 類	処分方法及び注意事項	
ほ	ボール	産廃	廃プラ類	(例) 野球、テニス、バスケット、サッカー、バレーなどで使用するもの。ただし、天然素材(ゴムは除く)の部分は一廃「燃やすごみ」です。	
	ボールペン	産廃	金属くず、廃プラ類		
	ホーロー製品	産廃	金属くず		
	ホットカーペット	産廃	金属くず、廃プラ類	ただし、天然繊維の部分は一廃「燃やすごみ」です。	
	ホットプレート	産廃	ガラスくず、金属くず、廃プラ類		
	ポット(園芸用)	プラスチック製、陶器製	産廃	廃プラ類、陶磁器くず	
	ポット(保温用)		産廃	金属くず、廃プラ類	
	哺乳びん		産廃	ガラスくず、金属くず、廃プラ類、ゴムくず	
	ポリバケツ		産廃	廃プラ類	
	ポリ袋		産廃	廃プラ類	
	ポリ容器		産廃	廃プラ類	
	保冷剤		産廃	廃プラ類	
	ホワイトボード		産廃	金属くず、廃プラ類	
	本棚	木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
		金属製	産廃	金属くず	
本	ビニール加工あり	産廃	廃プラ類	ビニールの部分を取り除けば、菊池広域連合 環境美化センターで一廃「資源物(紙)」として受け入れます。	
	ビニール加工なし	一廃	資源(紙)		
ま	マウス(パソコンなどの付属品)		産廃	金属くず、廃プラ類、ゴムくず	
	まくら	天然繊維	一廃	燃やすごみ	
		化学繊維	産廃	廃プラ類	
	マジック	金属製、プラスチック製	産廃	金属くず、廃プラ類	
	マッサージ機(電動式)		産廃	金属くず、廃プラ類	
	マット	天然繊維	一廃	燃やすごみ	
		化学繊維	産廃	廃プラ類	
	マットレス		産廃	金属くず、廃プラ類	
	窓付き封筒		産廃	廃プラ類	ビニールを取り除き紙だけにすれば、菊池広域連合 環境美化センターで一廃「資源物(紙)」として受け入れます。
	窓ガラス		産廃	ガラスくず	
	まな板	プラスチック製、ゴム製	産廃	廃プラ類、ゴムくず	
		木製	一廃	燃やすごみ	ただし、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	マネキン		産廃	廃プラ類	
	魔法びん		産廃	ガラスくず、金属くず、廃プラ類、ゴムくず	
	豆電球		産廃	ガラスくず、金属くず、ゴムくず	
マヨネーズ容器		産廃	廃プラ類		
漫画本		一廃	資源(紙)		
み	ミキサー		産廃	ガラスくず、金属くず、廃プラ類	
	ミシン		産廃	金属くず、廃プラ類	
	水枕		産廃	廃プラ類、ゴムくず、金属くず	
む	虫かご	プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	虫めがね		産廃	金属くず、ガラスくず、廃プラ類	
め	めがね		産廃	金属くず、ガラスくず、廃プラ類	
	メトロノーム		産廃	金属くず、廃プラ類	
も	毛布	天然繊維	一廃	資源(布)	
		化学繊維	産廃	廃プラ類	
	モールド紙(卵の灰色容器)		一廃	資源(リサイクルできない紙)	紙として再生できませんが、菊池広域連合 環境美化センターで受け入れできます。ただし、再生可能な紙とは分けて出してください。
	木製の置物(木片、木工製品)		一廃	燃やすごみ	直径10cm、長さ50cmを超えるものは一廃「可燃性粗大ごみ」です。付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	餅つき器(電動式)		産廃	金属くず、廃プラ類、ゴムくず	
	モップ(雑巾類)	天然繊維	一廃	燃やすごみ	
		化学繊維	産廃	廃プラ類	
	モップの柄	金属製、プラスチック製	産廃	金属くず、廃プラ類	
		木製	一廃	燃やすごみ	直径10cm、長さ50cmを超えるものは一廃「可燃性粗大ごみ」です。付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	モデム		産廃	金属くず、廃プラ類	
	物干し竿	金属製	産廃	金属くず	
		竹製	一廃	粗大(可燃)	長さ3m以内のものに限ります。
	物干し台	金属製、プラスチック製、コンクリート製	産廃	金属くず、廃プラ類、がれき類	
	盛鉢の皿	プラスチック製	産廃	廃プラ類	

品 目		区分	種 類	処分方法及び注意事項	
や	やかん	産廃	金属くず、ゴムくず		
ゆ	湯たんぽ	金属製、プラスチック製	産廃	金属くず、廃プラ類	
	湯飲み	陶器製、プラスチック製	産廃	陶磁器くず、廃プラ類	
	湯沸し器		産廃	金属くず、廃プラ類	
よ	洋酒びん		産廃	ガラスくず	
	洋服ダンス	木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴムは産廃となりますので、外してください。
	ヨーグルトの容器	紙製	一廃	資源 (リサイクルできない紙)	内側に防水加工をしてあるため、紙として再生できませんが、菊池広域連合環境美化センターで受け入れられます。ただし、再生可能な紙とは分けて、軽く洗って出してください。
		プラスチック製	産廃	廃プラ類	
	汚れた紙		一廃	燃やすごみ	
	よしず	竹等の天然素材	一廃	粗大(可燃)	
化学繊維、合成樹脂		産廃	廃プラ類		
ら	ライター	金属製、プラスチック製	産廃	金属くず、廃プラ類	
	ラジオ		産廃	金属くず、廃プラ類	
	ラップ		産廃	廃プラ類	
	ラップの芯・箱	紙製	一廃	資源(紙)	ただし、金属部分、プラスチック部分は産廃となりますので、外してください。
	ラミネート紙		産廃	廃プラ類	
	リコーダー(笛)	プラスチック製	産廃	廃プラ類	
り	リモコン	プラスチック製	産廃	金属くず、廃プラ類	
	リュックサック	天然繊維	一廃	燃やすごみ	
		化学繊維	産廃	廃プラ類	
れ	レコード盤		産廃	廃プラ類	
	レコードプレイヤー		産廃	金属くず、廃プラ類	
	レシート紙		一廃	資源 (リサイクルできない紙)	紙として再生できませんが、菊池広域連合環境美化センターで受け入れられます。ただし、再生可能な紙とは分けて出してください。
	レンジマット	アルミ製	産廃	金属くず	(例) ガスコンロの下敷き。
ろ	ロースター		産廃	金属くず、廃プラ類	
	ローボード	金属製	産廃	金属くず、廃プラ類、ゴムくず	
		木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴム、ガラスは産廃となりますので、外してください。
	ロッカー	金属製	産廃	金属くず、廃プラ類、ゴムくず	
		木製	一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴム、ガラスは産廃となりますので、外してください。
ロッキングチェア	金属製	産廃	金属くず、廃プラ類、ゴムくず		
わ	和紙		一廃	資源 (リサイクルできない紙)	紙として再生できませんが、菊池広域連合環境美化センターで受け入れられます。ただし、再生可能な紙とは分けて出してください。
	和ダンス		一廃	粗大(可燃)	ただし、付属品のうち、金属部分、プラスチック部分、ゴム、ガラスは産廃となりますので、外してください。
	割れたびん		産廃	ガラスくず	
	ワンカップ(酒)		産廃	ガラスくず	

菊池広域連合 環境工場へは産業廃棄物の他、以下のものは搬入できません。

持ちこみできないもの(例)

- 感染性廃棄物
- 適正処理困難物
 - ・木製品のうち幅1.5m長さ3m高さ1mを超えるもの
 - ・木竹片のうち直径10cmを超えるもの、長さ3mを超えるもの
 - ・動物の死がいのうち実験に使用したもの
 - ・畑、山等で生じたもの(木の根、竹の根、ワラ等)

4

事業系廃棄物(事業ごみ)に関するQ&A

Q 事業系廃棄物(事業ごみ)とは何ですか？

A 事業系廃棄物とは、事業活動に伴って排出される全てのごみのことをいいます。事業系廃棄物は、事業活動の種類や、ごみの材質等によって「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に大別されます。

Q 事業活動には何が含まれますか？

A 事業活動には、事務所、店舗、飲食店、工場、農業、漁業など営利を目的とするものばかりでなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っている事業も含まれます。

Q 産業廃棄物とは何ですか？

A 事業系廃棄物のうち、法律や政令で定められている種類のごみです。代表的なものとしては、廃プラスチック、金属くず、ガラスくずなどがあります。詳細は、P4「図：産業廃棄物の種類と具体例」をご参照ください。

Q 事業系一般廃棄物とは何ですか？

A 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の全てのごみをいいます。一般的には「紙」や「木」、「繊維」製のごみ、「生ごみ」などを指しますが、ここに揚げたものでも建設業や製造業など限られた業種から排出されたものは産業廃棄物に分類されることもあるので注意が必要です。

Q 少量なので、プラスチック類(ペットボトル、ポリ袋など)を事業系一般廃棄物として出せますか？

A 事業所から排出されるプラスチック類はすべて産業廃棄物です。産業廃棄物の処理業者と契約をして、適正に処理してください。菊池広域連合 環境工場等へは搬入できません。

Q 賞味期限の切れた弁当など、一般廃棄物(生ごみ)と産業廃棄物(廃プラスチック類)が一体となったものを事業系一般廃棄物として出せますか？

A それぞれ、一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処理してください。なお、生ごみは、近年民間事業者によるリサイクルが進んでいますので、飼料・肥料化等の資源化についてもご検討ください。

Q 使用済みの天ぷら油を、薬剤を用いて固めたり、新聞紙や布きれに染み込ませたりして、生ごみと一緒に事業系一般廃棄物として出せますか？

A 天ぷら油は産業廃棄物の「廃油」にあたります。産業廃棄物の処理事業と契約をして、適正に処理してください。菊池広域連合 環境工場等へは搬入できません。

Q 事業活動に伴って生じる廃棄物は少量しかないから、家庭ごみの集積所に出してもいいですか？

A たとえ少量であっても、事業活動に伴って生じる廃棄物の収集は菊陽町ではおこなっていません。事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別したうえ、それぞれ適正に処理してください。なお、事業活動に伴って生じる廃棄物を家庭ごみの集積所に出す行為は、不法投棄とみなされる場合がありますので、絶対にやめてください。

Q 事業系廃棄物（事業ごみ）はどのように処理したらよいですか？

A 菊陽町では、事業系廃棄物は家庭ごみと異なり収集はしていません。事業者が自ら処理するか、廃棄物処理業許可業者に委託や依頼をして処理しなければなりません。自社のごみであれば、処理施設へ自ら持ち込むこともできます。

Q 許可業者とは何ですか？

A 廃棄物の処理を業として行うために、行政から許可を得ている業者のことです。廃棄物を集めて処理施設まで運ぶ収集運搬業と、再資源化のための中間処理や埋立処分を行う処分業があります。

Q 許可業者を知りたいのですが？

A 産業廃棄物の処理許可業者は（一社）熊本県産業資源循環協会（TEL096-213-3356）にお問い合わせください。事業系一般廃棄物処理業許可業者は、菊陽町で許可を出しています。次の担当課にお問い合わせください。

・ 菊陽町環境生活課 TEL096-232-2114

Q 許可業者に委託や依頼をする場合の料金は決まっていますか？

A 許可業者ごとに料金を設定していますので、委託（依頼）する前に許可業者に確認してください。

Q 直接、菊池広域連合 環境工場等へ搬入した場合の料金はいくらですか？

A 事業系一般廃棄物の菊池広域連合 環境工場等への搬入料金は、10kgまでは200円に消費税を加算した額、10kgを超えた場合は10kgごとに200円を加算した額に消費税を加算した額が搬入料金となります。

Q 産業廃棄物も菊池広域連合 環境工場等へ搬入できますか？

A 菊池広域連合 環境工場等へ搬入できるのは事業系一般廃棄物のみとなります。産業廃棄物は搬入できませんので、ご注意ください。

Q 事業系廃棄物は少量しか出ないのですが、許可業者に頼まないといけないですか？

A 自社のごみであれば、自ら処理施設へ持ち込むことができます。（持ち込み先は、ごみにより異なりますのでP5、6を参考にしてください）ただし、ごみの処理を他人に委託（依頼）するときは、必ず許可業者へ委託（依頼）をし、適正に処理しなければなりません。許可業者以外の者に委託（依頼）した場合は、法律により罰則が適用されます。

Q 事業系廃棄物は、家庭ごみのステーションに出せますか？

A 事業所から出たごみは、量の多少・種類に関らず、家庭ごみのステーション等に出せません。もし、事業系廃棄物を出した場合は不法投棄とみなされ、罰則が適用されることがあります。

Q 野外焼却を行ってもよいですか？

A 廃棄物を焼却することは、一部例外を除き、廃棄物処理法で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処せられ、又は併科されます。

※廃棄物の不法投棄に関わった法人は、3億円以下の罰金に処せられます。詳細は、次頁「排出事業者に係る主な罰則」をご参照ください。

排出事業者に係る主な罰則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、排出事業者に対する規定を多く定めています。これらが守られない場合には、罰則が科せられることがありますので、法令を遵守してください。

	違反行為	違反条項	根拠条文	罰則の内容
措置命令違反	一般廃棄物(特別管理一般廃棄物)の処理基準に適合しない処分が行なわれ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときに必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置命令に違反した者	第19条の4 第1項	第25条 第1項第5号	5年以下の懲役 若しくは 1千万円以下の罰金または併科
無許可業者への委託違反	一般廃棄物の処理を無許可業者に委託した者	第6条の2 第6項	第25条 第1項第6号	
投棄禁止違反	廃棄物をみだりに捨てた者若しくは未遂の物	第16条	第25条 第1項第14号 第25条第2項	
廃棄物の焼却違反	処理基準に違反して廃棄物を焼却した者若しくは未遂の物	第16条の2	第25条 第1項第15号 第25条第2項	
委託基準違反	委託基準に違反して一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者	第6条の2 第7項 第12条第6項	第26条 第1項第1号	3年以下の懲役 若しくは 300万円以下の罰金又は併科
改善命令違反	廃棄物の処理基準に適合しない保管、収集、運搬、処分が行なわれ、当該廃棄物の保管、収集、運搬、処理の方法の変更その他必要な改善命令に違反した者	第19条の3	第26条 第1項第2号	
報告義務違反	報告をせず、又は虚偽の報告をした者	第18条	第30条第7号	30万円以下の罰金
立入調査の拒否、妨害、忌避	廃棄物の保管、帳簿書類その他の物件を検査しようとしたとき、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	第19条第1項	第30条第8号	
両罰規定	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人も罰せられます。	第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号、第15号又は第2項	第32条 第1項第1号	法人に3億円以下の罰金刑
		第25条第1項(第32条第1項第1号に規定するものを除く。)、第26条、第27条、第27条第2号、第28条第2号、第29条又は第30条	第32条 第1項第2号	各条の規定の罰金刑

店舗併用住宅 ～自宅に店舗や事業所がある場合～

- 生活から発生する家庭ごみと、事業活動から発生する事業ごみに分別してください。
- 家庭ごみは菊陽町で収集しますので、地域のごみ集積所へ出してください。事業ごみについては菊陽町で収集しませんので、排出事業者自らが処理して下さい。
- 事業ごみと家庭ごみを分別していない場合は、全て事業ごみとみなし、菊陽町では収集しません。



菊池環境工場(クリーンの森合志)における搬入物の検査

菊池広域連合 菊池環境工場(クリーンの森合志)へ搬入される事業系一般廃棄物の中には、産業廃棄物(主に発砲スチロールやペットボトル等の廃プラスチック類)などの搬入不適物(※)の混入が見受けられることから、これらの搬入を防止するため、搬入物検査を実施しています。

検査において搬入不適物が発見されれば収集業者から事情聴取のうえ指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対して、個別に赴き、事業系廃棄物の処理状況の確認、一般廃棄物・産業廃棄物の適性処分・適性処理等について啓発指導を行います。

※資源化可能な紙類についても、検査の対象となります。

菊池環境工場(クリーンの森合志)に搬入できないもの

許可業者が搬入した廃棄物を検査したところ、次の物が多く含まれていました。産業廃棄物は菊池広域連合 環境工場には搬入出来ません。資源物は環境美化センターで処理されますので、燃えるごみと資源物は適切に分別してください。



弁当柄(プラスチック)
(産業廃棄物)



プラスチック製容器包装類
(産業廃棄物)



ビニール・PETボトル等
(産業廃棄物)



注射器等
(産業廃棄物)



段ボール
(資源紙類) 環境美化センターへ



紙製容器包装類
(資源紙類) 環境美化センターへ

ごみの排出には中身の見えるごみ袋をお使いください

菊陽町では、ごみの分別排出を促進し、リサイクルをより一層推進するため、ごみを排出する際には、「中身の見えるごみ袋(透明または半透明)」の使用を推奨しております。事業系一般廃棄物を袋で排出される際には、「中身の見えるごみ袋」を使用してください。



事業系一般廃棄物に関する問い合わせ先

○分け方・出し方に関すること

菊陽町環境生活課 TEL096-232-2114

○菊池広域連合 環境工場等に持ち込む場合の搬入料金及び搬入時間等

搬入料金 10kgごとに200円プラス消費税

搬入時間

菊池環境工場(クリーンの森合志)(燃やすごみ) TEL096-248-0330

月～金曜日 午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時

土曜日 午前8時30分～午前12時

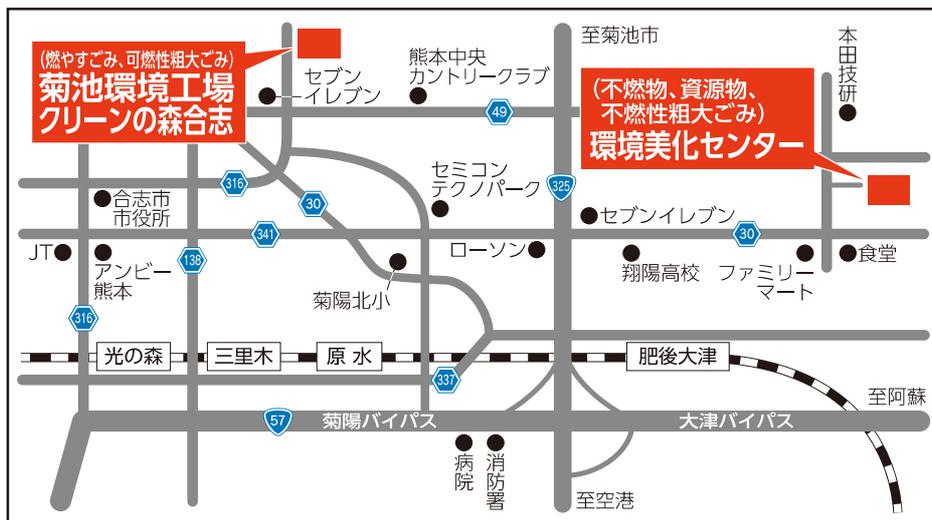
※日曜日は搬入できません。祝日は搬入できる場合がありますので、ホームページで確認していただくか、菊池環境工場(クリーンの森合志)へお尋ねください。

環境美化センター(燃やすごみ以外) TEL096-293-1222

月～金曜日 午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時

※土曜日、日曜日、祝日は搬入できません。

菊池広域連合 TEL096-342-5395



産業廃棄物に関する問い合わせ先

県北広域本部衛生環境課 TEL0968-25-4135

(一社)熊本県産業資源循環協会 TEL096-213-3356